

(劇場等の客席)

第60条 劇場等 (劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場) の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背 (いす背のない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。) の間隔は80センチメートル以上、いす席の間隔 (前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下同じ。) は35センチメートル以上、座席の幅は42センチメートル以上とすること。
- (3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4メートル以下とすること。
- (4) 客席 (最下階にあるものを除く。) の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の堅固な手すりその他これに類するものを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数 (8席に、いす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数 (20席を超える場合にあつては、20席) をいう。以下同じ。) 以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数 (1席未満の端数がある場合にあつては、その端数は、切り捨てる。) 以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に、0.6センチメートルを乗じて得た幅員 (以下「算定幅員」という。) 以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル (片側のみがいす席に接する縦通路にあつては、60センチメートル) 未満としてはならない。

ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。

エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。

オ 大入場を設ける客席の部分には、客席の幅3メートル以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。

カ アからオまでに定める通路は、いずれも客席の避難口 (出入口を含む。以下同じ。) に直通させること。

(劇場等の用途に供する屋外客席)

第61条 劇場等の用途に供する屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、42センチメートル以上とすること。  
ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の堅固な手すりその他これらに類するものを設けること。
- (4) 客席の避難通路は、次によること。
  - ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席（いす背がなく、かつ、いす席が固定している場合にあつては、20席）以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の縦通路を保有すること。ただし、5席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、10席）以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。
  - イ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその一に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。
  - ウ ます席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。
  - エ ます席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以下でその一に達するように保有すること。
  - オ 大入場を設ける客席の部分には、客席の幅4メートル以下ごとに、幅50センチメートル以上の縦通路を、奥行4メートル以下ごとに、幅50センチメートル以上の横通路をそれぞれ保有すること。
  - カ 立見席を設ける客席の部分には、当該客席の部分の幅6メートル以下ごとに幅1.5メートル以上の縦通路を、奥行6メートル以下ごとに幅1メートル以上の横通路を保有すること。

(キャバレー等の避難通路)

第62条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店の階のうち、当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル（飲食店にあつては1.2メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席またはボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。

(劇場等の定員)

第65条 劇場等の関係者は、次の各号に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

- (1) 客席の部分ごとに、次のアからエまでによって算定した数の合計数（以下「定員」という。）をこえて客を入場させないこと。
  - ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数（1未満の数は、切り捨てるものとする。）とする。
  - イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数
  - ウ まず席及び大入場の客席部分については、当該部分の床面積を0.3平方メートルで除して得た数
  - エ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数
- (2) 客席内の避難通路に、客を収容しないこと。
- (3) 一のみす席には、屋内の客席にあつては7人以上、屋外の客席にあつては10人以上の客を収容しないこと。
- (4) 消防長が指定する劇場等の出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

(一時的に劇場等、百貨店等、ディスコ等又はカラオケボックス等の用途に供する防火対象物)

第67条 体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、百貨店等（百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗若しくは展示場）、ディスコ等又はカラオケボックス等の用途に供する場合には、第60条から第61条の2まで及び第63条から前条までの規定を準用する。

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

- 第75条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。ただし、第5号にあつて当該区域が2以上となるときは、消防長に届け出るものとする。
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他これらに類する催物の開催
  - (4) 劇場等において、その主たる用途以外に観覧等のために公衆を集合させ、これを一時的に使用しようとする場合